

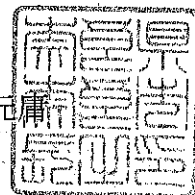
奈良市告示第320号

行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)第7条の規定に基づき、次の行旅死亡人を取り扱いましたので、同法第9条の規定に基づき告示します。

令和7年6月26日

奈良市長

仲川 元庸



1. 本籍、住所及び氏名  
不詳
2. 年齢及び性別  
60歳以上の女性(推定)
3. 人相及び特徴  
身長152センチメートル以上(推定)
4. 着衣及び所持品  
なし
5. 死亡の原因等  
死亡の原因 不詳  
死亡の日時 令和元年から令和5年頃(推定)
6. 発見の日時及び場所  
令和7年3月31日午前11時20分頃、奈良市二名町1925番地20登美ヶ丘第二配水池北方の竹藪内で白骨化した状態で発見された。
7. 死体の処置  
令和7年6月18日、火葬に付し、遺骨は保管しています。